
令和3年度税制改正に関する要望

令和2年7月

一般社団法人 日本損害保険協会

はじめに

一般社団法人 日本損害保険協会

地球規模での温暖化傾向と気候変動による影響の著しい拡大が続く中、ハリケーン・山火事・洪水・干ばつなどの異常気象による自然災害が世界各地で頻発しております。

日本においても近年、地震・台風・豪雨など、環境変化がもたらす自然災害の激甚化により国民生活は大きく脅かされております。一昨年、甚大な被害をもたらした台風 21 号、24 号および平成 30 年 7 月豪雨による支払保険金合計は 1 兆 5,000 億円を超え、昨年もまた、東京湾護岸の崩壊に至った台風 15 号、そして関東・東北地方を中心に 140 か所の堤防決壊をもたらした台風 19 号による支払保険金合計は 1 兆円超に上り、生活再建の一助となる損害保険の重要性は益々高まっております。一方で、損害保険会社が巨大自然災害への備えとして平時に積み立ててきた異常危険準備金は近年大幅に取り崩され、残高はすでに枯渇した状態となっております。今後も損害保険会社が、巨大自然災害にあっても確実に保険金をお支払いするという社会的使命を全うするためには、異常危険準備金の残高を早期に回復させていく必要があると考えております。

また、我が国の損害保険会社は、近年、リスクの地理的分散、事業の多角化を目的として、グローバルな事業展開を進めております。そのような中、国際課税の分野では、経済協力開発機構（OECD）による「BEPS（税源浸食と利益移転）報告書」に基づき、日本においても国際的な租税回避を防止するための法整備が進められてきました。平成 31 年度税制改正におきましては、過大支払利子税制の新たな枠組みが定められましたが、制度の詳細につきましては、経済実態を踏まえた十分な議論を行い、所要の手当てが行われるべきと考えております。

また、昨年 10 月には消費税率が 10%へ引き上げられましたが、保険料が非課税である損害保険では、「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が、税率引上げに伴って拡大していくことが懸念されます。これらの課題を解消する対策の検討を進めていくことも必要であると考えます。

損害保険業界といたしましては、損害保険業の健全な発展を通じて、我が国経済の発展と国民が安心して暮らせる社会の構築に寄与してまいりたいと考えております。このような観点から、令和 3 年度の税制改正にあたり、各種税制の実現・充実を要望いたしますので、格段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

目次

令和 3 年度税制改正要望項目.....	2
1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実.....	4
2. 国際課税ルールの改定における対応.....	5
3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて.....	6
4. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化....	7
5. 確定拠出年金に係る税制上の措置.....	8
6. 地震保険料控除制度の充実.....	9
7. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止.....	10
8. 受取配当等の二重課税の排除.....	11
9. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続.....	12

令和3年度税制改正要望項目

1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

要望内容	現行税制
洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること (本則積立率となる残高率も同様に引上げ)	洗替保証率は、保険料の30% 積立率は、保険料の6%(本則積立率2%+令和3年度までの経過措置4%)であるが、残高率が30%を超える場合は、保険料の2%(本則積立率)となる

2. 国際課税ルールの変更における対応

要望内容	現行税制
国際課税ルールの改定においては、損害保険ビジネスの実態を踏まえた手当てを行うこと 1) 過大支払利子税制における保険負債利子の取扱いについて、過度な事務負担とならないよう所要の手当てを行うこと 2) その他の国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないよう、十分に留意すること	保険負債利子の取扱いが明文化されていないため、実務において混乱する可能性がある 経済のグローバル化・デジタル化によって生じる税制上の課題への対応について国際的に議論が行われており、今後、新しい課税根拠や利益配分ルールの導入が見込まれる

3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

要望内容	現行税制
税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題(「税の累積」「税の中立性の阻害」)を解消する抜本的な対策を検討すること	保険料が非課税である損害保険においては、「税の累積」や「税の中立性の阻害」等の課題が存在している

4. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

要望内容	現行税制
破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること	令和2年度まで非課税措置

5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

要望内容	現行税制
確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること	令和4年度まで課税停止措置 税率は約1.2%（地方税含む）

6. 地震保険料控除制度の充実

要望内容	現行税制
地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること	平成19年1月に制度創設 控除限度額は所得税50,000円、 地方税25,000円

7. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

要望内容	現行税制
完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること	完全支配関係のある会社への配当については、全額益金不算入であるにもかかわらず、配当金支払には源泉徴収が必要

8. 受取配当等の二重課税の排除

要望内容	現行税制
受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと	持株比率5%以下の株式について、 益金不算入割合は平成27年度より20% （保険会社は40%）

9. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

要望内容	現行税制
既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること	収入金額による外形標準課税 標準税率は0.9% （特別法人事業税と合わせ約1.3%）

1. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

<要望内容>

火災保険等に係る異常危険準備金制度について、洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること（本則積立率となる残高率も同様に引上げ）

<要望理由>

- 近年は、国内外において、地震・台風・洪水・雪災などの巨大自然災害が頻発しており、各地に大きな被害をもたらしております。損害保険業界は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払を行うという社会的使命を担っており、平時から保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより保険金支払原資を確保するように努めております。
- 平成16年度が多額の保険金支払と異常危険準備金の取崩しを受けて、保険監督会計では、平成17年度以降、火災保険について伊勢湾台風規模の損害を基準として早期・計画的に異常危険準備金の積み増しを行う制度が導入されました。また、税制面では、火災保険等の積立率は、平成17年度税制改正により4%（うち2%は経過措置）、平成25年度税制改正により5%（うち3%は経過措置）、平成31年度税制改正により6%（うち4%は経過措置）に引き上げられております。損害保険業界は、こうした保険監督会計・税制の取扱いに則って異常危険準備金残高の積み上げに努めてまいりました。
- しかしながら、平成23年度には、東日本大震災、タイ洪水に加えて、台風や集中豪雨などへの保険金支払が発生したため、異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされました。さらに近年は、一昨年に甚大な被害をもたらした台風21号、24号、平成30年7月豪雨に続き、昨年も台風15号、19号により支払保険金合計が1兆円超に上るなど、巨大自然災害による保険金支払が頻発しており、異常危険準備金の残高は枯渇した状態となっております。
- 異常危険準備金の積立率については、大幅に減少した残高を早期に積み上げていくため、平成31年度税制改正により措置がなされたものの、残高の上限となる洗替保証率については、平成16年度や平成30年度の複数の自然災害への保険金支払を考慮しますと、現行の30%（業界全体で約6,000億円水準）では十分とは言えない状況にあり、40%への引上げが必要と考えます。また、積立率に関して、残高率が30%を超える場合には、本則積立率（2%）が適用されることとなっておりますが、これについても同様に40%への引上げを要望いたします。
- これら異常危険準備金制度の一層の充実を図ることは、頻発する巨大自然災害に対する保険金支払に万全を期すことであり、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

2. 国際課税ルールの改定における対応

<要望内容>

国際課税ルールの改定においては、損害保険ビジネスの実態を踏まえた手当てを行うこと

1) 過大支払利子税制における保険負債利子の取扱いについて、過度な事務負担とならないよう所要の手当てを行うこと

<要望理由>

- 平成31年度税制改正では、過大支払利子税制に関し大幅な見直しが行われ、対象支払利子等の範囲が広がる一方、支払利子等であって対象から除外される「対象外支払利子等」も定められました。例えば、「支払利子等を受ける者の課税対象所得に含まれる支払利子等」に該当する支払利子等は、対象外支払利子等として取扱われます。
- 損害保険会社が予定利率を基礎として計算する保険負債利子は、契約者配当金や満期返戻金等に充当され、最終的にそのほとんどが契約者の課税対象所得に含まれますので、対象外支払利子等の定義に当て嵌まると考えられます。
- しかし、僅かながら契約者の課税対象所得に含まれない契約や1契約ごとに割り当てが出来ない保険負債利子もあり、現行の規定に則した対象外支払利子等の金額算出は困難であります。損害保険ビジネスにおいて、保険負債利子が租税回避に利用されないことは明らかであり、事務負担の増大を強いる制度設計とならないよう所要の手当てが行われることを要望いたします。

2) その他の国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないよう、十分に留意すること

<要望理由>

- 現在、経済協力開発機構（OECD）を中心に、経済のグローバル化・デジタル化によって生じる税制上の課題への対応について議論が行われており、令和2年度税制改正大綱においても、こうした経済実態の変化に対応する新しい課税根拠や利益配分ルールの導入について触れられています。
- 企業間の公平な競争条件を作る観点から国際課税ルールを見直していく方向性については、損害保険業界としても異論のないところですが、今後、見直しが行われる場合には、諸外国の制度・運用実態等も踏まえ、日本の損害保険会社の国際競争力が阻害されないよう、十分に留意することが必要と考えます。

3. 損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

<要望内容>

**税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題
（「税の累積」・「税の中立性の阻害」）を解消する抜本的な対策を検討すること**

<要望理由>

- 政府の「社会保障・税一体改革」の取組により、我が国の消費税率については、昨年10月に10%まで引き上げられました。
- 我が国において、損害保険料は、消費税の導入以来、「課税することになじまないもの」と位置付けられ非課税とされてきました。しかし、このために、一般事業者であれば認められる仕入れに係る消費税負担の控除（仕入税額控除）が、ほとんど認められないこととなり、結果として損害保険料には、代理店手数料や物件費などにかかる消費税相当額が、転嫁せざるを得ない「見えない消費税」として含まれていく構造となっております。このことは、国民にとってのわかりにくさとともに以下の「税の累積」・「税の中立性の阻害」という2つの課題を発生させております。

【課題1】「税の累積」について

一般事業者にとって原価の一部である損害保険料（自動車保険や火災保険、物流リスクや賠償責任に備える保険等）のなかに「見えない消費税」が含まれ、本来は担税者ではない一般事業者が、仕入税額控除できずに実質的に負担する構図となっております。このことにより、流通過程を経るたびに「転嫁」と「仕入税額控除」の連鎖の寸断による「税の累積」という課題が発生しております。

【課題2】「税の中立性の阻害」について

損害保険会社を含む金融事業者も、他の一般事業者と同様、効率性や専門性を高める目的などから、事務やシステム開発等の業務をグループ内や外部の別会社に委託しております。しかしながら、別会社に委託した場合には業務の委託費に消費税が課され、かつ仕入税額控除がほとんど行えず、一方で内製化した場合には消費税が課されないことから、消費税負担のみを考えた場合には業務の内製化を志向することとなります。このことにより、税制のあり方によって企業活動が左右される「税の中立性」の課題（セルフ・サプライ・バイアス）が発生しております。

この課題を解決する一つの方法として、付加価値税制度を導入する多くの国では、グループ内取引について付加価値税制度上取引自体がないものとして取扱い、グループ全体としての課税売上割合等により一括して納税するグループ納税制度を導入しており、我が国においても同様な制度の導入が必要であると考えます。

- 付加価値税制度を導入している諸外国においては、こうした課題を踏まえた制度設計を行い、また影響の緩和策も実施しております。我が国においても、税率の引上げに伴って拡大する上記課題を解消する抜本的な対策の検討を進めていくことが必要であると考えます。

4. 破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置の恒久化

<要望内容>

契約者保護の観点から、破綻処理の一環である協定銀行制度が機能するよう、破綻保険会社から協定銀行への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置を恒久化すること（非課税措置は令和2年度で期限切れとなる）

<要望理由>

- 損害保険会社が破綻した場合のセーフティネットの一つとして、破綻処理の迅速化・多様化を図るため、保険契約者保護機構の委託を受けて、協定銀行が破綻保険会社等の資産を買い取り、その買い取った資産に係る管理回収業務を行う措置が設けられています。
- 破綻保険会社から協定銀行へ土地等の資産を移転する場合に課せられる不動産取得税は、令和2年度末まで非課税とする経過措置が設けられていますが、協定銀行による資産の取得は形式的な所有権の移転であることや、この非課税措置はセーフティネットを円滑に運営するために必要な税制措置であることから、非課税措置の恒久化は、保険契約者の保護を図り、国民生活の安定および国民経済の健全な発展に資するものと考えます。
- なお、承継保険会社への資産移転に係る不動産取得税の非課税措置は平成17年度税制改正により恒久化されています。

5. 確定拠出年金に係る税制上の措置

<要望内容>

確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること（令和4年度まで経過措置により課税停止）

<要望理由>

- 社会環境やライフスタイル等の変化により、近年国民の勤労形態に多様化が見られるようになってまいりました。また、一方で、経済環境の変化や退職給付会計の導入により、年金制度が企業経営に及ぼすリスクは従来以上に意識されるようになってきております。こうしたことを背景に、企業年金制度について従来の確定給付年金から確定拠出年金へ移行する動きが見られます。
- こうした、いわば時代の要請を受けた企業年金である確定拠出年金が健全に発展・普及するためには、市場のニーズに応えた商品設計を可能とする制度拡充のための税制上の手当てや、経済環境にそぐわない税制を見直すなどの環境整備が不可欠であります。
- 特別法人税は、年金の積立金残高に対して約1.2%（地方税を含む）の税金を課すものですが、当該負担は極めて重く、万一課税された場合には、確定拠出年金制度の普及に対する大きな障害になると考えます。
- 国民の自助努力を促し、確定拠出年金制度を発展・普及させるためには、年金資産に対する運用時の課税を撤廃することが有効と考えます。現在、個人型年金および企業型年金の積立金に対する特別法人税は、令和4年度までの経過措置により課税停止とされておりますが、本税は制度として廃止すべきであると考えます。

6. 地震保険料控除制度の充実

<要望内容>

地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること

<要望理由>

- 平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震に代表されるように、我が国は、世界的に見ても大規模な地震災害に頻繁に見舞われる「地震国」であり、その都度甚大な損害を被っております。
- 地震保険制度は、我が国のこうした特性も踏まえ、昭和 39 年に発生した新潟地震を契機として昭和 41 年に「被災者の生活の安定に寄与すること」を目的に創設され、これまでの間、政府の再保険による下支えを受けながら、保険制度という「自助」の機能として我が国の地震リスクに対応し、被災者の生活の復旧・復興に貢献してまいりました。
- また、国民の自助努力を高めて強靱な社会の形成に貢献するべく、地震保険の理解促進および加入促進に、損害保険業界を挙げて取り組んでまいりました。平成 19 年 1 月には、こうした取組を後押しする「地震保険料控除制度」が創設され、その後も年々地震保険の世帯加入率は高まっております。
- 一方、未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生以降、将来の地震動を予測する政府の地震調査研究推進本部において、これまで考慮されていなかった規模の大きな地震も含めた長期評価を行うなど、我が国を取り巻く地震リスクは、より大きなものに見直されております。これを踏まえ、平成 29 年 1 月および平成 31 年 1 月に地震保険料率の引上げが実施されており、今後もう一段の料率の引上げが実施される予定となっております。これらの状況に鑑み「地震保険料控除制度」についての充実策を検討する必要があるものと考えます。
- 地震保険料控除制度が充実することで、同制度が「自助努力の促進」の役割を引き続き果たし、国民生活と我が国経済の安定に寄与するものと考えます。

7. 完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

<要望内容>

完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

<要望理由>

- 完全支配関係のある会社への配当については、平成22年度税制改正により、全額益金不算入となっており、金銭以外による配当を支払う者には、源泉徴収義務が課されておられません。
- 一方で、金銭で配当を支払う者には源泉徴収義務が課されているため、一旦、配当金の約20%を源泉徴収の上、税務署に納付する必要があります。配当金を受け取る会社においては、所得税額控除により当該源泉税の負担はなくなるものでありますが、納税者に資金負担や事務負担を強いており、企業組織・再編のあり方を検討する際に影響を与えていることや、納税者の事務負担を考慮すると、源泉徴収不適用とすべきと考えます。

8. 受 取 配 当 等 の 二 重 課 税 の 排 除

<要望内容>

受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと

<要望理由>

- 法人が受け取る株式の配当金等（受取配当等）については、配当元の法人で既に法人税が課されているため、「二重課税の排除」を目的とした「受取配当等の益金不算入制度」の仕組みが設けられております。本制度は確立した税理論に基づくものであり、このような二重課税排除の仕組みは諸外国においても広く導入されております。
 - しかしながら、平成 27 年度税制改正において、法人実効税率引下げの代替財源として、持株比率 5%以下の株式について、益金不算入割合が 50%から 20%に引き下げられました。(注)
- (注) 保険会社は、顧客の資金を運用しており、改革の影響が広く顧客に及ぶおそれがあることから、持株比率5%以下の株式の配当について、益金不算入割合を40%とする特例が創設された。
- 本制度の縮減は、税理論に反した課税強化であり、法人の株式保有意欲を減退させ、株式市場の健全な発展にも少なからずマイナスの影響を与えているものと考えます。
 - 受取配当等の益金不算入制度は「二重課税の排除」を目的とした制度であるという観点から議論を行うことが必要と考えます。

9. 損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

<要望内容>

既に収入金額を課税標準（100%外形標準課税）としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

<要望理由>

- 法人事業税は、地方公共団体の提供する種々のサービスに対する応益課税の性格を有することを明確化し、また安定的に地方税源を確保すること等を目的として、平成15年度税制改正により、従来所得課税方式が見直されました。具体的には資本金1億円超の法人を対象として、一般事業会社における法人事業税に付加価値割、資本割の外形基準を組み込んだ外形標準課税制度が創設され、平成27年度、28年度税制改正において、外形標準課税の段階的な拡充が行われております。
- 一方で、既に収入金額課税となっている電気供給業、ガス供給業、生命保険業および損害保険業の4業種のうち、電気供給業については、令和2年度税制改正で収入金額課税の一部見直しを実施されており、令和2年度税制改正大綱においても、「電気供給業を含め収入金額による外形標準課税については・・・その課税のあり方について、今後も引き続き検討する」とされています。
- 損害保険業に係る法人事業税は、昭和30年より収入金額を課税標準とする100%外形標準課税が導入されており、地方公共団体の安定的な税収確保に貢献してきました。損害保険業は保険事故の発生により各年度の収益環境が大きく変化するという特性があるため、所得課税を組み入れて税額が大きく変動する仕組みとするよりも、現行課税方式を維持する方が税収の安定化を目指した外形標準課税導入の趣旨に沿うものと考えます。また、応益課税という事業税の基本的な性格に鑑みれば、100%外形標準課税である収入金額課税方式が適当と考えます。